

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、管理業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第 3 乙は、管理業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第 4 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の制限）

第 5 乙は、甲の承諾があるときを除き、管理業務に関して知り得た個人情報を、協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第 6 乙は、甲の承諾があるときを除き、管理業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第 7 乙は、甲が承諾したときを除き、この協定による個人情報を取り扱う業務については自らが行き、第三者に委託してはならない。

（資料等の返還）

第 8 乙は、この協定による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従

うものとする。

（従事者への周知）

第9 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第10 甲は、乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第11 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域、住民及び 施設利用者への対応	周辺地域との協調		○
	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望、訴訟への対応		○
	上記以外の場合	○	
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰しがたい自然的又は人為的な事象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
施設等の損傷	経年劣化（小規模なもの）、管理上の瑕疵によるもの		○
	上記以外の場合	○	△ (小額)
支払の遅延	市から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな資金調達の発生	○	

	指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金等の発生		○
種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
個人情報情報の漏えい	市の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○
管理運営に係る事故	施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの		○
	上記以外の場合	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
業務の終了又は廃止	業務終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		○
その他	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○